

報告第20号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。



平成30年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

専決処分書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 66,151円
- 2 損害賠償の相手方 


平成30年 2月 6日 専決処分

説明

平成30年1月26日午後3時30分頃、帯広市西6条南5丁目にて、帯広税務署からの帰庁中に、前方の信号が赤信号だったことから、ブレーキをかけ停止しようとしたが、路面が凍結しており停止することができず、信号待ちで停車していた車両に接触し、相手方バンパーを破損させたものであります。